

秋田県立大学生涯学生制度規程

平成18年 9月19日

規程第147号

改正 平成20年 3月19日

改正 平成22年 1月 6日

改正 平成24年 2月 8日

改正 平成25年12月11日

(趣旨)

第1条 この制度は、秋田県立大学（以下、「本学」という。）、秋田県立大学大学院（以下「本学大学院」という）、秋田県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）若しくは秋田県立農業短期大学を卒業又は修了した者（以下、「本学卒業生等」という。）の一層の能力向上を支援することで、本学卒業生等の社会への更なる貢献を促進するとともに、向学心あふれる本学卒業生等の生涯学習ニーズに応え、もって本学の基本理念である「21世紀を担う次代の人材育成」及び「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」を実現することを目的とする。

(名称)

第2条 第4条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者を「生涯学生」という。

(資格)

第3条 次の各号に掲げる者のうち、本制度の主旨に賛同するものは、生涯学生となることができる。

- 一 本学卒業生
- 二 本学大学院修了生（単位取得後退学者含む。）
- 三 短期大学部卒業生
- 四 秋田県立農業短期大学卒業生

(登録)

第4条 生涯学生としての登録を希望する者は、別に定めるところにより、学長に登録を申し込まなければならない。

- 2 学長は、前項の申込内容を審査し、生涯学生としてふさわしいと認めた者について、登録を許可する。
- 3 生涯学生の登録期間は、前項の許可のあった日から5年の間とする。
- 4 生涯学生の登録期間が満了する者は、別に定めるところにより、期間の更新を申し込むことができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、生涯学生の期間の更新に準用する。

(便宜の付与)

第5条 学長は、生涯学生に対して、次の各号に掲げるもののうち、相当と認める便宜を付与する。

- 一 本学図書館を利用（郵送による図書の借用を含む。）すること
 - 二 本学又は本学大学院開講科目を聴講すること
 - 三 本学教員による指導・助言等を受けること
 - 四 本学関連行事等の案内を受けること
- 2 生涯学生となることを希望する者は、登録を申し込む際において、前項1号及び4号のうち、希望するものを選択し、前項2号および3号については別途申込みをしなければならない。

(所管)

第6条 この制度は、教育本部長が総理し、教育本部各担当チーム及び企画・広報本部企画チームが事務を行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年 9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則（平成22年 1月 6日改正）

この規程は、平成22年 1月 6日から施行する。

附 則（平成24年 2月 8日改正）

この規程は、平成24年 2月 8日から施行する。

附 則（平成25年12月11日改正）

この規程は、平成25年12月11日から施行する。